

湯川村若者定住促進事業補助金

村内への定住促進のため、住宅取得費用の一部を補助します。

1. 対象経費と補助率

対象経費	住宅の取得費用
補助率	対象経費の1/8以内

2. 補助金の額

次の額の合算となります。ただし、村民の方は70万円、転入者の方は90万円が上限となります。

- ① 補助基本額 40万円（村民）
60万円（転入者）
- ② 子育て加算額 10万円
（18歳未満の子どもがいる場合加算）
- ③ 就業加算額 10万円
以下のいずれかに該当する方は加算
・村内の事業者と労働契約を締結する方、又はその世帯に属する方
・市町村の認定する認定新規就農者、又はその世帯に属する方
- ④ 建築事業者加算額 10万円
（村内の建築事業者により施工したとき加算）

※県外からの転入者の方は、福島県で実施する「来て ふくしま 住宅取得支援事業」により、上記に加え最大100万円が加算されることがあります（県外転入者の上限は210万円）。

3. 補助対象者

次の①～④の全てに該当する者。

- ① 満45歳未満である者
- ② 定住する目的で住宅を新築、又は建売住宅を取得した者
- ③ 上記の住宅に10年以上定住することを誓約する者
- ④ 地域慣習の理解に努め、積極的に地域活動に寄与する者

4. 補助条件

- ① 入居する者全員が村税等に滞納がないこと。
- ② 入居する者全員が暴力団員等でないこと。
- ③ 過去において、この補助金の交付を受けた者でないこと。
- ④ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに村長の承認を受けること。
- ⑤ 補助対象工事に係る法令等を遵守すること。
- ⑥ 補助金の交付は、精算払い（実績報告後の入金）とする。

5. 必要な書類等

(1) 交付申請

注文住宅にあっては建築基準法による検査済証が発行された日、
建売住宅にあっては売買契約を締結した日から起算して12箇月
以内に申請してください。

必要書類一覧

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 補助金交付申請書（様式第1号） |
| <input type="checkbox"/> | 定住誓約書（様式第2号） |
| <input type="checkbox"/> | 代表者選任届（共有名義の場合のみ）（様式第3号） |
| <input type="checkbox"/> | 住民基本台帳確認同意書（様式第4号） |
| <input type="checkbox"/> | 湯川村暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないことの誓約書 |
| <input type="checkbox"/> | 印鑑登録証明書（連帯保証人分も含む） |
| <input type="checkbox"/> | 入居予定の世帯全員分の住民票の写し |
| <input type="checkbox"/> | 入居予定の世帯全員分の市町村税納税証明書
又は完納証明書（前年度課税分） |
| <input type="checkbox"/> | 工事請負契約書又は売買契約書の写し |
| <input type="checkbox"/> | 図面（位置図、配置図、平面図、立面図） |
| <input type="checkbox"/> | 補助金の振り込み先口座の通帳の写し |
| <input type="checkbox"/> | 採用内定通知書の写し又は青年等就農計画認定書の写し
（就業加算額を適用する場合のみ） |
| <input type="checkbox"/> | 基準日の前日から起算して前10年間、本村に住民登録がないことが確認できる書類（転入者である場合のみ）
（戸籍の附票等） |

- ※ 湯川村 HP、及び役場窓口で配布している申請様式
 市町村窓口で取得可能な書類

(2) 実績報告

入居した日から3箇月以内に提出してください。

必要書類一覧

- 補助金実績報告書（様式第6号）
- 建築確認済証の写し
- 検査済証の写し
- 写真（着工前、完了後）
- 領収書の写し又は支払済額がわかる書類
- 入居した世帯全員分の住民票の写し
- 入居した世帯全員分の戸籍の附表の写し（転入者のみ）
- 登記全部事項証明書（家屋）の写し
- 在職証明書及び雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し、又は青年等就農計画認定書の写し（就業加算額を適用する場合のみ）

※ 湯川村 HP、及び役場窓口で配布している申請様式

役場窓口で取得可能な書類

(3) 補助金交付請求

書類に不備が無い場合でも振込みまでに1ヶ月程度の時間を要します。

6. 注意事項

- ※他の補助金との併用はできません。
- ※補助要件確認のため、書類の提出を追加でお願いする場合があります。
- ※申請者、工事見積書及び領収書のあて名、補助金振込先の口座名義人は全て同一としてください。
- ※申請書等に押印する印鑑は、同じものをご使用ください。（シャチハタ等のインク浸透印は不可）
- ※住宅の取得後、10年未満で居住しなくなったときなど、補助金の返還を求めることがあります。
- ※書類の提出は、期限を過ぎた場合、補助金が交付されませんのでご注意ください。
- ※この補助金の交付に際し必要とした書類及び帳簿については、交付の翌年から10年間保管してください。

7. 手続きの流れ

	申請者	産業建設課	期限等
取得後	<p>交付申請</p> <p>↓</p> <p>交付決定通知受領</p>	<p>申請受理</p> <p>↓</p> <p>審査</p> <p>↓</p> <p>適合</p>	<p>検査済証の発行日、又は売買契約の締結日から12箇月以内に申請してください。</p>
入居してから	<p>実績報告</p> <p>↓</p> <p>額確定通知受領</p> <p>↓</p> <p>交付請求</p>	<p>報告受理</p> <p>↓</p> <p>審査</p> <p>↓</p> <p>適合</p> <p>↓</p> <p>請求受理</p> <p>↓</p> <p>補助金交付</p>	<p>入居した日から3箇月以内に報告してください。</p>

8. お問い合わせ先

湯川村産業建設課商工観光係 電話 0241-27-8831
 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地